平成２２年（フ）第４９０号
北海道旭川市東光２条１丁目２番２号
破産者　冨澤　葉子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９２号
北海道帯広市西12条南33丁目１番地１　シニアハウス205、破産手続開始時の住所北海道帯広市西12条南31丁目１番地５　ローデンハイム２階２－Ｂ号室
破産者　山本　智一
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第５１１号
青森市松森３丁目９－９　コーポハニーパイン101号、住民票上の住所青森県八戸市大字市川町字桔梗野35番地352
破産者　吉田　和義
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４１号
盛岡市玉山区下田字牡丹野23番地46
破産者　梅村　政久
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６６０号
盛岡市西青山２丁目９番18号
破産者　遠藤さゆり
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５１８号
秋田県男鹿市船川港比詰字餅ケ沢258番地９
破産者　高野　寛志
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４号
秋田県大館市有浦３丁目２番43号、前住所秋田県大館市御成町２丁目５番１号
破産者　ヤングきむら靴店こと　木村　孝雄
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１２３号
秋田県横手市十文字町十五野新田字増田道東141番地２
破産者　高橋　利晴
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２９７号
福島県郡山市深沢１丁目５番４号エレガントハイネス郡山301号、破産手続き開始決定時の住所福島県郡山市安積町長久保２丁目４番地の32
破産者　岡崎　若子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２６９０号
横浜市栄区金井町1619番地１
破産者　吉田　憲一
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６９２号
横浜市栄区金井町1619番地１
破産者　鈴木　眞実
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７３４号
横浜市緑区三保町2354番地１　ドミール寿Ｃ棟102号
破産者　中元　春雄
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６２号
川崎市高津区二子３丁目９番６号、前住所東京都葛飾区堀切７丁目21番10号　ホワイトパレス102
破産者　白井　　巌
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６１号
静岡県浜松市中区名塚町373番地
破産者　鈴木　邦典
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
兵庫県加東市上滝野789－３、住民票上の住所兵庫県西脇市西脇930番地
破産者　藤原生花店こと　藤原　　勝
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第９７号
兵庫県小野市下来住町1073番地
破産者　山本　禮子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第６２４号
奈良県大和郡山市矢田山町３番地４
破産者　北嶋　照子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４３５号
愛媛県伊予郡松前町大字中川原101番地４
破産者　栗林　大輔
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７１号
鹿児島県大島郡喜界町大字川嶺134番地
破産者　平　　貴文
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部